核兵器廃絶ネットワーク京都・オンライン市民公開講演会

核兵器禁止条約のある世界

安斎育郎（立命館大学国際平和ミュージアム・名誉館長）

1964年、東京大学工学部原子力工学科卒。工学博士。専門は放射線防護学、平和学。

東京大学医学部助手を経て、1986年、立命館大学経済学部教授、88年、国際関係学部教授。1995年、立命館大学国際平和ミュージアム館長、2008年より終身名誉館長。

「福島プロジェクト」を立ち上げ、福島原発事故被災者支援に取り組む。2021年、ウィーン・ユネスコ・クラブより「地球市民賞」受賞。国際平和博物館ネットワーク・名誉ジェネラル・コーディネータ。

1

核兵器は「大量破壊兵器」の一つ

- ●生物兵器（細菌兵器）
  - ➡ 生物兵器禁止条約　1975年3月発効
- ●化学兵器（毒ガス兵器）
  - ➡ 化学兵器禁止条約　1997年4月発効
- ●核兵器（原水爆）
  - ➡ 核兵器禁止条約　2021年1月発効

2

生物兵器

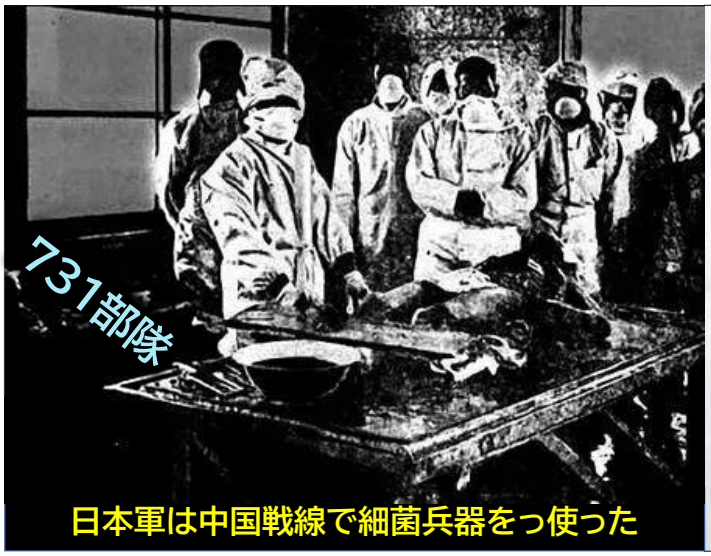

日本軍は中国戦線で細菌兵器をっ使った

中国人捕虜らで人体実験

ペスト菌注入、氷点下20度で凍傷に

明治大学には「明治大学平和教育登戸研究所資料館」があり、731部隊関連の資料を展示しています

化学兵器

広島県大久野島では戦争中に毒ガスがこっそり作られ、中国戦線で使われた。戦後は証拠を隠し、毒ガスは海にすてられた。(大久野島毒ガス資料館)

核兵器（原爆）

広島原爆（1945年8月6日午前8時15分）

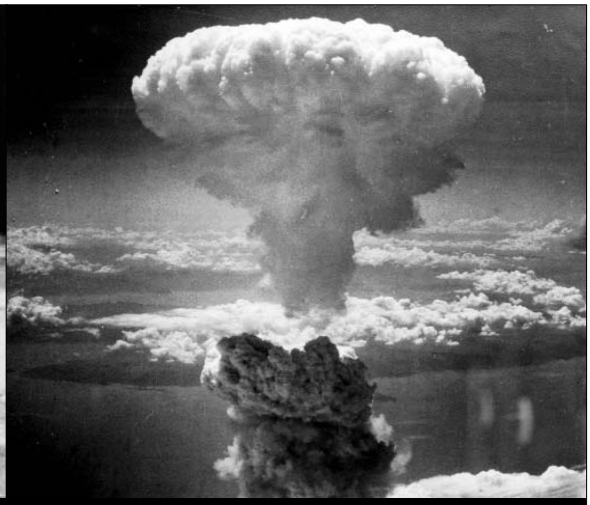

長崎原爆（1945年8月9日午前11時02分）

キノコ雲の下で何が起こったのかこそ見すえなければならない

谷口稜曄（たにぐち・すみてる）さん。3年余、うつぶせのまま治療を受け、社会復帰後は被爆者運動に尽力、「核兵器禁止条約」採択の翌月、88歳で亡くなった。

トルーマン大統領の孫のクリフトン・トルーマン・ダニエルは、谷口さんの火傷を見て、「この星に住むすべての人が見るべきだ」、「心が破れるような思いだ」と述べた。

伊藤一長・長崎市長は、1995年11月7日、国際司法裁判所で 「この子どもたちに何の罪があるのでしょうか。この子たちが銃を持って敵に立ち向かったとでもいうのでしょうか。すべての核保有国の指導者は、この写真を見るべきであります。核兵器のもたらす現実を直視すべきです」と証言した。

ビキニ水爆被災事件(第五福竜丸事件)

活躍した日本の科学者・西脇安氏

大阪市立大学の西脇安助教授は、第五福竜丸に降った灰を分析した。1954年8月末にベルギーで開催された第1回放射線生物国際会議でジョセフ・ロートブラットに会った西脇は、放射性降下物にウラン237が大量に含まれていたことから、「汚い水爆」（3F爆弾＝Fission-Fusion-Fission Bomb）が使用されたことを見抜いた。

通常の水爆の外側にさらにウランを仕込み、核融合で生じた中性子で核分裂反応を起こさせる仕組みである。

ラッセル＝アインシュタイン宣言

「あれこれの国家や大陸の一員としてではなく、存続を危惧されているヒトという種の一員として」

物理学者

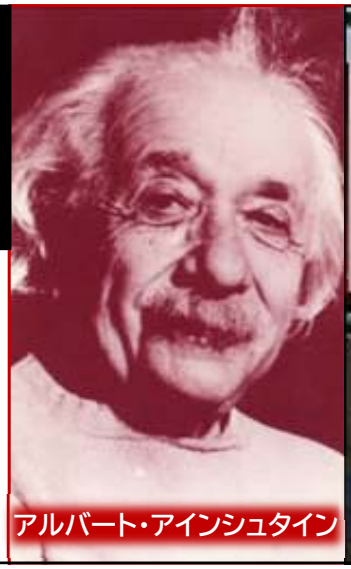

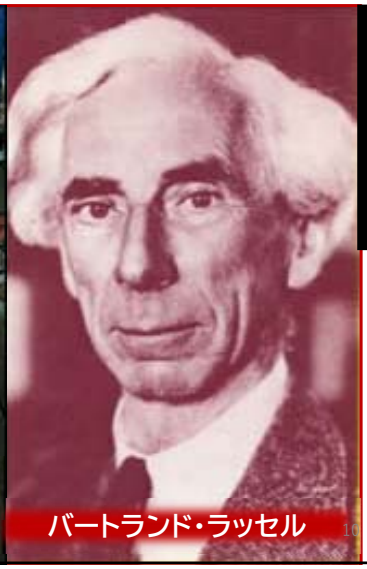

哲学者

これがパグウォッシュ運動の原点になった

カナダ東部・ノバスコシア州にある小さなパグウォッシュ村で、核廃絶を願う22人の科学者が会議を開いた。日本からは物理学者の湯川秀樹、朝永振一郎、小川岩雄が参加した。科学者が責任を負うべき社会問題を論じ、1995年にノーベル平和賞を受賞した。ジョセフ・ロートブラットは事務局長を務めた。

11

米ソ両国の首ねっこにミサイル基地が建設された

12

英仏中の核兵器保有

●イギリス　1952年

●フランス　1960年

●中 国　　1964年

ケネディの心配　**1975年には世界25か国が核保有国になる？**

⇒核兵器拡散に対してアメリカとソ連が懸念を共有

13

核不拡散条約

米ソ主導の核軍縮条約

NPT の 3 本柱

核 不 拡 散	核兵器を持つ国が増えないようにし、核兵器を持たない国に核兵器を作らせないこと
核 軍 縮	核軍備の廃絶を最終的な目標として、段階的に縮小・削減していく国際的な取り決め
核 の 平 和 利 用	平和目的のために原子力の研究、生産および利用を発展させること

核軍縮の「憲法」とも言われる

14

核不拡散条約第6条

第6条は締約国に「誠実に核軍縮交渉を行う」ことを義務づけた。が、・・・・・。

アメリカ

ロシア 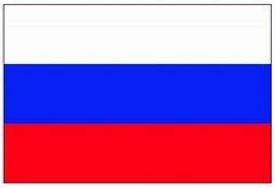

イギリス

フランス 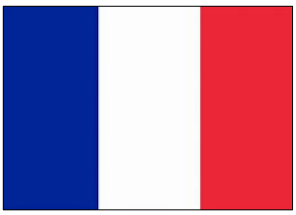

核保有5か国
||
国連常任理事国

中国

15

国連常任理事国の拒否権

常任理事国の1か国でも反対した決定できない

国連憲章第27条

安全保障理事会の各理事国は、1個の投票権を有する。

1.手続事項に関する安全保障理事会の決定は、9理事国の賛成投票によって行われる。

2.その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる。但し、第6章及び第52条3に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。

16

NPTの枠外で核兵器を作った国々

- インド：1974 年 5 月、初の地下核実験
- イスラエル：1950 年代から核兵器の製造を秘密裏に開始したとみられるが、核保有については「肯定も否定もしない政策」をとっている。
- パキスタン：1998 年 5 月 28 日と 5 月 30 日に核実験
- 北朝鮮：1993 年と 2003 年に NPT を 脱退、2006 年に核実験

しかも、核保有国が「核不拡散条約」第6条の義務を誠実に果たさない

17

国際社会は
「核兵器使用の非人道性」の原点に

証言活動をつづけた
サーロー節子さん

谷口稜曄さん

田中熙巳さん、岩佐幹三さん

被爆者たちも頑張った

18

日本の原水爆禁止運動の歴史

先駆性→分裂→再統一→再分裂→共同

1954年3月1日のビキニ環礁でのアメリカの水爆実験で第五福竜丸など日本の遠洋漁船が多数被災し、国民的な反核問題が盛り上がった。核兵器廃絶を求める署名運動が行われ、翌1955年8月、広島で「第一回原水爆禁止世界大会」が開催された。その後、この署名運動の実行委員会が名前を変更し「原水爆禁止日本協議会」となった。

しかし、日米安保条約、原子力発電、社会主義国の核兵器に対する姿勢、部分的核実験禁止条約に対する評価などをめぐって内部対立が激化、分裂した。 19

1960年代～1970年代半ばまで
市民運動が運動から離脱する状態が続いた

ノーベル賞受賞者を含め、国際的権威が出席して報告書を作成

1977年
被曝問題国際シンポジウムを
統一裡に開催

1977年～1986年、統一世界大会が開催され、
市民団体も参加
（全国地域婦人団体連絡協議会、日本青年団協議会、
生活協同組合連絡協議会）

※ 安斎はこの間、「大会起草委員長」を務めるなど、重要な役割

現在は、統一自体を自己目的化するのではなく、

ヒバクシャを中心に

課題に応じて各団体が共同する形

核兵器禁止条約への貢献で「ノーベル平和賞」を受賞した

ICAN（アイキャン）

（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons）

核兵器廃絶国際キャンペーン

英語で“ICAN”の意味は？

I（私は）
Can（出来る）

マークは
どんな意味？

22

「核軍縮」のマークの元はイギリスの手旗信号

作：ジェラルド・ホルトム

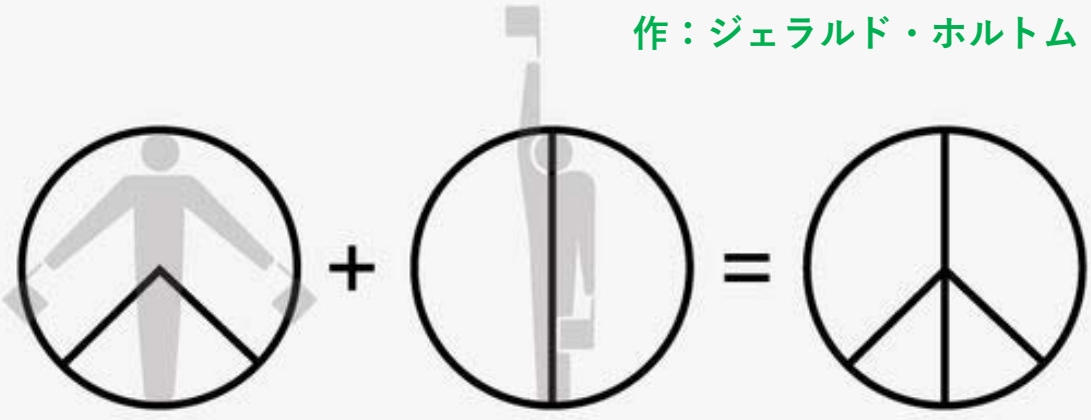

N
[Nuclear]
核

D
[Disarmament]
軍縮

CNDマーク
（「核兵器なくせ」マーク）

23

ついに、2017年7月7日、賛成多数で
核兵器禁止条約を国連で決議

賛成
122
反対
1
棄権
1

24

25

50か国が批准した90日後に発効

2020年10月24日
国連創設75周年記念日に
ホンジュラスが批准して50か国目に

90日後の2021年1月22日に
核兵器禁止条約が発効

しかし、核保有国やその同盟国は、
日本を含めて、核兵器禁止条約に
反対し、
背を向けている

26

核兵器禁止条約

核兵器のすべてを禁止した初めての条約

核兵器の開発、保有、使用、威嚇（いかく）、援助のすべてを禁止した条約

27

核保有国や同盟国の反対理由

核兵器の使用を禁止されたら、

核兵器を使う予定の政策が成り立たない

だから、ぜったいに認めない。

28

私たちに出来ること

●アメリカをはじめとする核保有国の国民に、核兵器使用の非人道性を強くアピールする。

●核兵器禁止条約に賛成した国、署名した国々に早く条約を批准するように働きかける。

●アメリカに従属している日本の政府に、被爆国としての重要な歴史的役割を果たすよう働きかける。

29

サンフランシスコ平和（講和）条約

1951年9月8日、サンフランシスコ講和会議で締結された第二次世界大戦の連合国と日本の講和条約。日本に対する占領の終結と主権回復を認めた。

1952年4月28日発効

写真：時事通信社

サンフランシスコのオペラハウスで行われたサンフランシスコ平和条約の調印式。吉田茂首相が最後に署名した。（１９５１年９月８日）

サンフランシスコ平和条約第6条

第6条

（a） 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。

要するに

日本と別の条約を結べば軍隊を置いてもいい

31

それを受けて締結された「日米行政協定」

1952年4月28日発効

第二条

1 日本国は、合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。

基地を置いていい

1960年6月23日に発効した「日米地位協定」に引き継がれる

日米地位協定による米軍の権利

- 米軍関係者は日本国内にパスポートなしで入国できる
- 国際免許証は不要である
- 高速道路は無料で利用できる
- 基地の管理権は米軍にある
- 公務中の犯罪は米軍に裁判権がある
- 米軍機は日本国内を好きなように飛ぶことができる
- 米兵が重罪を犯しても裁判の対象から外すことができる
- 米軍が罰されても補償金を日本に払わせることができる

核・原発問題を国政選挙の争点に！

日米安全保障条約第10条

この条文は、日米安保条約は、当初の10年の有効期間（固定期間）が経過した後は、日米いずれか一方の意思により、1年間の予告で廃棄できる旨規定しており、逆に言えば、そのような意思表示がない限り条約が存続する、いわゆる「自動延長」方式である。本条に基づき、1970年に日米安保条約の効力は延長されて、今日に至っている。

33

安斎さんが言いかえると

ゲオルグ・イエリネック

（1851～1911）

「事実的なもの」の規範力

**みんながある行動をくりかえすと、
それが「規範」（ルール）のような働きをし、
みんなそれを守らなくちゃという気になる**

核兵器禁止条約批准国を
どんどん増やそう

34